

知恵の樹

No. 151 2010. 7. 21

町田の図書館活動を
すすめる会

事務局：町田市森野 3-1-12 増山方
〒194-0022 FAX 042-722-1243

—副館長就任にあたって—

管理者の視点と、カウンターでの利用者に接する視点を忘れずに

町田市立図書館副館長 近藤 裕一

今年の4月に町田市立図書館の副館長となりました。図書館での勤務経験は1999年4月に企画部より異動してきて、最初は中央図書館奉仕係で主にシステムを担当し、その後堺図書館を経験しました。2年前に中央図書館に戻り今年で12年目となります。経験年数からいえば、他の職場であればベテラン職員とって間違いありませんが、長くシステム担当をしていたこともあり、また、それ以上に図書館の仕事の奥深さ、専門性ゆえのことですが、私自身は図書館の実務経験が少なくまだまだ図書館員としての力は未熟であると感じています。

今年は中央図書館開館20年、移動図書館運行開始40年など町田市立図書館にとって記念の年にあたります。あらためて市立図書館の歴史を振り返ってみると、私自身が図書館を一利用者として利用していたころが思い出され感慨深いものがあります。移動図書館は、多分運行を開始してすぐのころに利用していたと思います。また、鶴川図書館が開館して中学校の帰りに図書館に寄ることができるようになった喜びは小さな図書館であったとはいえ忘れられません。このように思い出のある図書館で働くことができることは、ほんとうに幸せであると思います。同時により一層頑張らなければならぬとその責任も強く感じているところです。

副館長に就任して、あらためて私の役割はなんだろうと自問しているところです。形式的には副館長の役割は「館長を補佐する」と一言で表現でき

ると思いますが、その補佐するという意味を深く考えていかなければならないと思っています。

全国の公共図書館はどこでも多かれ少なかれ解決しなければならない問題に直面しています。町田の図書館も同様で、正直のところ難しい時期であることは間違いありません。図書館本来の機能を果たすために選択してきている運営方法ですが、そのための新たな工夫が求められています。数年前のような多数の常勤職員と少数の嘱託職員で運営していた頃と具体的な仕事のやり方が違うのは当たり前です。当然、そこには新しい仕事のやり方を構築していく必要があります。今は、私自身も含めて新たな方法を構築するために全職員が試行錯誤している時期といえるのではないのでしょうか。

この時期に副館長になったわけですが、私は副館長ということに特に意識するのではなく、常に図書館の目的、機能を問い続け、そしてそれを実現するためにどういった仕事をしていくべきか、どの分野に力を注ぐべきかを考えていこうと思っています。その根底には、管理者の視点だけではなく、カウンターで利用者に接する図書館員としての視点を忘れてはなりません。そしてそれは結局、利用者のために仕事をするという事につきると思います。ただし、これらは一人で出来ることではありません。全職員と力を合わせることはもちろん、図書館を応援してくださる市民の方とも協力して行う事が必要であるのはいうまでもありません。(会員)



5月17日・18日、会を代表して、「図書館友の会全国連絡会」(以後・図友連)の総会と国会でのロビー活動に参加してきました。その様子を報告します。

17日の総会は江東区区民センターのレクホールで開催。全国各地で図書館に関わる活動を行っている住民運動体の全国連絡会として結成された(2004年)だけあって、南は九州の福岡、北は北海道の登別から航空便での熱心な参加が毎年あるとのこと、頭の下がる思いでした。会員数は昨年より増えて66団体と22名の個人会員です。

さて、6年目を迎えた図友連は活動の範囲も徐々に充実し09年は11月に国会において初めての図書館関係の院内集會が開かれたとの報告。

今年の活動方針では「全国の各地で自治体が公共図書館への指定管理者制度の導入と市場化テスト等民間委託の傾向に危機意識を持ち行動することが肝心」との会場からの意見に一同頷

き、翌日の要請行動にむけて身の引きしめる思いであった。

また、「私たちの図書館宣言」の原案、図友連のキャッチフレーズ「手をつなぎ 図書館支える 図友連」(後日採択)などが紹介され、新代表の選出(後日、横浜の福富さんに決定)なども議論された。

最後は 国会図書館・長尾真館長の国会図書館紹介と電子書籍の可能性についての講演で締めくくられた。夜には、私は参加しなかったが、全国から集まった会員同志の懇親会もありおおいに親交を深め情報交換がおこなわれたとのこと!

会場には、全国の団体の活動の様子をつづった会報誌や、「図書館・博物館への指定管理者制度導入に関する調査研究報告書」(文科省が(株)三菱総合研究所にH21年度に委託、22年3月に公開された報告書)なども置かれており、さっそく入手。

翌18日は一日かけての国会ロビー活動。衆参両院の議員約50名と総務省・文部科学省を20名ほどのメンバーで手分けして要望書を持参、本人或いは秘書と、また各省の担当者に来るだけ肉声で要望内容を伝えた。要望書の概要は左記の通り。今年は学校図書館関連の要望を入れたのが特徴となっている。議員各位には文科省宛・総務省宛の両方を持参。2006年より毎年行われ、どの議員にアタックするのかわかっている。ほとんどが秘書対応であったが中には議員と直接話せる場合もあった。このロビー活動時点では鳩山内閣であったが現在は菅内閣。与党民主党の政策調査会が復活。そちらへ政策提言の出来る議員とのつながりが今後の課題となると思われる。

元鳥取県知事の片山義博さんが現在文科省の「子ども読書サポーターズ」座長をつとめ学校図書館の充実の方向で発言されていることが、図友連のこうした動きや全国の学校図書館の充実を願って活動している仲間へ勇気を与えてくれている。総会とロビー活動に参加して、全国の仲間と支えあっていくことの重要性を再認識させられた2日間となった。

文部科学省宛

- 1.公立図書館、学校図書館の予算を伴った図書館振興政策の策定
- 2.公立図書館への司書館長・司書職員配置のための補助金措置
- 3.公立図書館運営を民営化の対象からはずすよう
- 4.学校図書館への補助金の図書整備費が目的どおり使われるよう
- 5.学校図書館運営を実質的に指定管理者が運営することのないよう
- 6.学校司書をすべての学校に専任で配置すること
- 7.司書教諭をすべての学校に専任ではいちすること
- 8.県域を越えた資料郵送費等を国が負担して全国の資料流通システムを整備すること

総務省宛

- 1.図書館への指定管理者制度導入についてのみでなく、「市場化テスト・事業仕分け」などによる民営化は弊害が大きい。手続きがきちんとおこなわれているか調査・公表を。
- 2.貧富の差なく誰でも必要な資料を入手できるよう県域を越えた資料の流通に必要な郵送費等を国が負担すること。

図友連のその後の活動として 社団法人日本図書館協会と連名で各党に7月11日投票の参議院議員選挙の政策として「すべての人びとに読書を保障し、資料・情報の確実な提供を保障する図

書館を実現するための政策について伺います」と題し、16項目の質問状を出している。

日本図書館協会 <http://www.jla.or.jp/>
をご参照ください。(会員)

文科省・総務省への要望書に対する口頭による国側の回答

～ 2010年 要請行動の記録から～

図書館友の会全国連絡会(佐々木順二代表)は、67 賛同団体とともに文部科学大臣・総務大臣宛に「公立図書館の振興についての要望書」(概要・2頁参照)を提出し文章での回答を要望、5月18日には両省へ各地からの会員6名が出向き、要請行動を行なった。そのときの記録が会のMLにアップされたので、要約し報告をする。(増山)

文科省要請行動

司会:伊豆、説明者:初等中等教育課片柳係長
社会教育課市川係長

社会教育課係長より

1. について・・・厳しい財政状況の中、公立図書館の関係施策としては、①司書等図書館職員の各種研修事業、②社会教育施設等も対象にした、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりを行うための実証的な共同研究、③図書購入費等の地方財政措置による図書館の蔵書の充実ということで施策を進めている。

2. について・・・平成9年7月の地方分権推進委員会の勧告で、地方公共団体の自主性・自立性を高めるという観点から、補助金の整理・合理化が図られ、公立図書館の整備・設置にかかる補助金も平成9年度限りで廃止し、図書購入費については地方交付税措置で対応している。

3. について・・・公立図書館に指定管理者を導入するか否かは第一義的には設置者である地方公共団体の判断に委ねられる。設置者において公立図書館の利用者に対するサービスの充実に資するよう配慮しつつ、導入の是非について判断されることを期待している。ただ公立図書館の運営を指定管理者で行うことについては、**附帯決議**にもあるように、指定期間が短期であるために長期的視点に立った運営が難しいこと、また職員の研修機会や後継者の育成機会の確保がなかなか難しく、指定管理者にここが任されてしまうのではないかと懸念が指摘されている。

文科省は、附帯決議などを踏まえて、公立図書館における指定管理者制度を導入する上での留意点とか課題等を把握すべく、昨年度調査研究を

実施したが、作業が遅れており、できるだけ早くホームページ等でも公開したいと思っている。県立図書館には送付済みだが、予算の関係で市町村に配る分が印刷できないでいる。

5. について・・・学校図書館と公立図書館の連携・協力は非常に重要である。これは、指定管理者だからという問題だけではなく、公立図書館の職員が学校図書館へ行って、サービスを提供する際、学校側にノウハウを蓄積させないというか、伝えないうまま戻ってきてしまうということであれば、同じ問題が恐らく起きるのではないか。学校からの依頼で図書館側が派遣している場合、業務範囲と役割分担を明確にして、依頼し、受けるということが重要だと思う。自治体が指定管理者に図書館業務を委託するときも同じ様なことが言えるのでは？ 私どもの公立図書館の担当者を集める会議でも、役割分担を明確にして学校図書館との連携をどんどんやってくださいということを今後も伝えていければと思っている。

8. について・・・貸出のための図書館資料の搬送については、地域の実情によって、受益者もしくは図書館が負担しているものとして、承知している。図書館が負担する場合は、第一義的には図書館設置者である地方公共団体が措置すべきものと考えている。実は数年前にこういった予算を概算要求として財務省に出していたこともあったが、なかなか認めていただけず難しいと感じている。そうした中で資料のデジタル化という動きがあり、ただこれも著作権の問題でなかなか進んでいないところであるが、文化庁の動きなど見つつ何らかの形で進められるよう働きかけられたらと思っている。

初等中等教育局児童生徒課企画係長より

4. について・・・昭和60年に図書費の方は一般財

源化され、一般財源化された後の平成初年度と比べると、図書費として実際に予算措置されている額自体は大きく増えている現状がある。平成19年から23年度までの5ヵ年計画で、それまで単年度130億円の図書費の措置であったものを単年度200億円の措置に予算上伸ばし、また、新学習指導要領実施の説明会の中で、図書費についても、新5ヵ年計画について昨年度周知させてもらっている。昨今は地方分権の流れもあり、地方交付税交付金とされている中を補助金に戻すことは非常に難しい。我々としては、自治体の中での図書の重要性で予算化を図っていただいて、その結果図書標準に資すればと考えている。

5. について…学校図書館と公立図書館との連携はひじょうに重要で、連携されていない場合、4でいわれている図書標準を達成していないところの冊数のカバーをいかにしていくかということが問題になるのではと思う。公立図書館との連携を図ることで配架の少なさを補い、授業で足りない資料に関しても公立なり他の学校との連携で補っていくという取組がなされている事例がいくつかある。

一方で指定管理者云々については、実際に司書教諭が授業と学校図書館をうまく連動させることが、まかせきりの状態ですと難しいこともあるかなあと思う。そこは、やっていただく範囲をどこまでかというようにうまく切り分けをしていって、その上で連携をしていただければ良いのではと思う。

6. について…我々は、学校司書という単語自体が必ずしも正規の司書資格を持つ人であるという認識をしておらず、学校図書館にいる事務職員の方を指す場合が大多数かと思う。必ずしも司書資格の有無を問わずボランティアを一部含んだような概念で使われることもあり、若干認識が異なっているところがある。正規の学校司書を置くことがメインであるとは思いますが、今予算上ひじょうに厳しい状況で、おっしゃる通りどういった形にせよ人がいることが重要だと思う。司書教諭、学校司書、まあ学校図書館担当職員、そしてボランティアの方々協力しつつ、三者がうまくやっていくことが重要かなと考えている。学校司書を置かなくてもよいということではなく、一昨年、学校図書館の読書サポーター会議を開催した時も、プラクティス(実践)を冊子にまとめて各種会議やいろいろの学会などに出かけていき配布することで連携することの重要性を周知している。

7. について…司書教諭が不足していることから、

文科省が各大学等教育機関に司書教諭の養成講座の開設を委嘱し、有資格者を増やす事業を行っている。人数がいない中で、小規模校で教師の中の一人が必ず司書教諭の資格を持つとなると条件が非常に厳しくなることから、11学級以下にはなかなか進んでいかないのではと思う。そこを打破する意味でも司書教諭の有資格者を増やすことが大事だと思う。

また「専任の司書教諭をすべての学校に」については、予算上非常に厳しく、22年、23年度か定かではないが、行革推進法で教職員の人数のほうも法律上縛りがかかっており伸びていかない状況。一方で司書教諭に関して、法律も「教員をもって充てることとする」とされているので、完全な専任でということは現場でなかなか進んでいないということがある。一方文科省としても、司書教諭としての役割を果たすためにも、現場の声を聞きながら負担軽減をどれだけしていけばよいのかを検討していきたいと思っている。

8 について… 県域を超えた資料の搬送について、その費用を利益者負担にしている自治隊がある事は承知している。資料のデジタル化がすすめばこの悩みは解消されると思うが、著作権問題があるので難しい。

5・6に関する意見交換から

* 私たちが連携について問題にしているのは、民間である指定管理者が学校に派遣されるということ。民間の場合たとえ連携を公共ととっていたとしても、指定管理者が変わるとその間のノウハウとかスキルは、全部その会社ごとどこかにいってしまい蓄積されていかない。行政でやる場合は、絶対行政の中にそれを積み上げていくことができるという点なのだ。

それと、切り分けをするという点についてだが、学校図書館が、子どもたちや先生たちに資料提供していくには、プライバシー的などに関わらざるを得ないためボランティアでは踏み込んでいけない部分で、その辺が民間になっていくとどうなのかということを非常に懸念している。そういった点を文科省の方にも分かっていたいただきたい。

また、私たち学校図書館を何とかして欲しいと願っている人間は学校司書が絶対について欲しい。それは学校司書がいることで、子どもたちが本をよく読むようになったり、授業が活発化するようになったりという成果を知っているからだ。司書教諭の負担軽減だけでは授業に対して的確に資料提供で

総務省要請行動

司会：政策評価広報課 鈴木、説明者：総務省自治行政局行政経営支援室 影山係長

きないだろうし、いつも図書館にいてくれる(常時開けておける)ことが出来ない。ただ誰でもいいからいればと良いということではない。私は学校図書館のボランティアを10年やっているがちっとも変わっていかない。教育委員会で授業に活かしていこうという方針を出していても、学校司書に司書資格を持っている人がいない場合は、現場の学校図書館がちっとも整備されていかないという現実がある。自治体独自で専任・専門・正規の学校司書を置いているところは、学校図書館がどんどん活性化され成果が現れている。ぜひ現場の声を聞いて、施策を作っていただきたい。

* 学校図書館にいる人に、何が求められているかという点を考えて欲しい。本をきれいに並べたり掃除をしたりというような役割だけが司書の仕事ではない。文科省のこのたび変わった学習指導要領等にしても、子どもたちが考えるという授業のために何が必要か、情報とかをいかに駆使した教育が必要かということが謳われているが、そのためには図書館が非常に大切になってくると第一に考えるし、学校の場合は、先生方の授業をどれだけ支援できるかという非常に専門的な力量が、必要とされるのではと思う。逆に行政の人たちに、司書を置けばいいだけじゃないんだよということを文科省の方で言っていたきたいと願って来た。

片柳 反論する気は毛頭ないが少しだけ。仕事でいろんな学校で皆さんから意見を頂く機会があるが、その中で、非常に難しいなと思っているところが1点ある。先ほど言われた司書教諭、恐らく学校司書がどこまで何をやるかっていう役割分担を明確化する上で、司書教諭との切り分け、またボランティアさんとの切り分けを多分やらなければならなくなってくる。例えば、司書資格をもった学校司書と非常にやる気もあって熱心なボランティアの方のどちらが学校への貢献ができていくかといわれると、それはケースに正直依ってしまうと思う。もちろん大抵の場合は、当然学校司書が、非常に熱心にやられてる方が多いと思うが、その切り分けをしてしまうことで、ボランティアの方から、自分たちはここまでいいんだと思ってしまう節があるかもしれない、という意見もあり、ミシン目を入れることで、それ以上のことがなかなかされなくなるという可能性はある。

そうしたことから、明確にミシン目を切ることばかりがいいのではないという風に・・・。

1.について・・・昨年と同じような内容で「要望」をいただき、ハード面だけでなく質の維持管理も必要であるということは地方公共団体にも伝えている。最終的に責任を負うのは、委託を行った地方公共団体なので、地方公共団体の監督とかが必要な措置を講じることが重要だと考えている。調査の結果を公表して欲しいということだが、基本的に指定管理者制度は地方自治体の条例で定めるということで細部を地方公共団体に委ねているから、調査といっても、例えば、指定管理者をやることを条例で決めていないにもかかわらずやっている場合は、法律違反であるという法律事項しか調べられない。コスト削減だけではなくサービスの質の維持向上を図っていく観点で、その地域の実情に応じて指定管理者を入れるかどうか決定し、実情に応じて運用してくださいということ等を、総務省としては各種会議等々で話をしている。これからも事務事業とか施設の管理が適切におこなわれるよう必要な助言をしていきたい。

指定管理者制度は自治体が自らの意思で実施しているもので、その責任は当該自治体が負うものである。したがって、総務省としては条例を設けないなど法律上問題(違反)があれば、是正措置をとる。そして、コストと削減だけではなく、サービスについても向上するような事務事業を行う事を求めている。

司会：2. については、回答を差し控えさせていただく旨、貴団体に当初確認している。

意見交換より

* この4月に議会も通さず、条例改正もせず、図書館の専門家も入らずに、府立図書館の「大阪版市場化テスト」がスタートした。府民の声を聞いて欲しいということで会を立ち上げて、市場化テストがサービスの向上につながるのか、モニタリングをどういうふうにするのか、きっちり示して欲しいという要望書を府の方に出し懇談の場を設けてほしい旨申し入れた。「市場化テスト」は、議会を通さずに、条例を変えることもなく、誰も気がつかないうちにってしまったという経緯があるが、ちょっと危うい制度だと思う。

* 各都道府県なり自治体は、国の法律によらな

い市場化テストを入れることができるのか。

影山：市場化テスト法（「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」）は、規制改革の一環の法律で、（戸籍法等の特例）第三十四条で、国の事務について6項目にわたって「官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる」としている。6項目の業務は、住民票の交付とか事実行為の部分とかでもともと地方公共団体がやることになっているが、他の法律で縛っているものを緩和した部分だけをあそこに書いてあるだけで、それ以外は個別の法で縛っているものがあると思う。自治体の公権力の及ばない自治事務—自分たちの業務で条例でやっているという業務は、実質全てこの法律を適用できるようになっている。したがって、自治体の事務は議会を通さなくても首長の判断でできるようになっている。

規制緩和で、そのほかの行政処分とか公権力の及ばないもの、事実行為部分は民間委託ができるようになった。その部分について市場化テストの手続きに沿って導入しているんだと思う。法律に沿ってこの手続きでやりなさいよというのは、あくまでも三十四条に書いてある6業務で、それ以外はその手続きに沿ってやってもよいし、自分たちで考えたやり方でやってもよいということ。それは自治事務なので、地方公共団体の権限になる。

* 大阪でやっているのは合法的ということ？

影山：合法的です。

* 縛りが無いということは、自治体が勝手にやっ
ていいのかという問題が当然出てくる。例えば大阪の場合は条例を作らないということで始めているわけだから、トップだけの判断で何でもできてしまう、きわめて恐ろしい法律だ・・・。

影山：「大阪市場化テスト」は、国のいう市場化テストとは別物と考えていいのでは。大阪のほうの勉強はしていないので中身は分からないが・・・。もともと市場化テスト法は恐らく内閣府の所管であって、内閣府のほうではある程度引き上げていると思う。うちも国が作っている市場化テスト法に基づいて6業務でやっているものについては、事例は引き上げて中身を見させてもらっており把握しているが・・・。図書館を所管している文科省がどうするかという話になってくる。

* 全国の自治体が入れようとして狙っている制度だということは、大阪の担当者もよく分かっている。全国に大きな影響のある制度なので、総務省も管轄外だから地方自治だからと放っておくので

はなく、ちゃんと実状を把握していただきたい。指定管理者以上に、自治体のトップの意向で独自にやっ
ていいということは一気に入ってしまう。

影山：4月に入ったばかりなので、おそらくどうこうという段階ではないと思うが、今後動向を把握していきたいと思う。

* 地方の議会のチェックも、何のチェックもかからない、長はやりたいことができる、こんな恐ろしいものはない。自治体そのものが崩壊しかねない状況。去年伺った時は、議会というのはこれとは関係なく府民というか、そこに住む人たちの承認というか信頼が必要で、それがなければだめだという話があったと思う。ところが、長がやろうと思えば、府民の声は関係なしに進んでいくという恐ろしい状況になっている。そのことを注意して見ていくのか、調べてほしいと思う。

司会：いちおう各地方公共団体も、国が定めた行政機関における情報の公開に関する法律というものを受けて、各地方公共団体で情報公開条例を作っているところだ。国の情報公開法では、非開示情報ということで個人情報や法人の不利になる情報、国の安全に関わる情報、開示すると国の安全が脅かされる情報、また審議会の情報についても終わるまでに公開すると公正な審議の妨げとなる恐れがあるということで、終わるまで非開示情報となっている。それを受けて、恐らく各地方公共団体も同様の項目が書かれる状況になっていると思う。審議会に関する情報ということで非開示になっているのではないと思われる。

影山：国の場合は、情報請求して非開示の場合は非開示の理由を全部書いて返す。横浜市も開示請求の文書を出して、戻ってくるときには、これこれこういう理由で・・・。

* 当該部署がOKしないという理由は？

影山：それはないと思う。条例の第何条のどの項目に基づいて非開示とする、となるはず。

司会：条例に基づく開示決定の様式には、条例の第何条の非開示情報にあたるのでこの情報は開示しませんとあるはず。

* それがないとだめなんですね、逆に。

影山：地方公共団体で条例をどう定めているかということがあがるが、恐らく国に準じた形で条例が定まっているので、そこはやっているんじゃないかと思う。

* 「公共サービス基本法」という法律についてお聞きしたい。例えば指定管理者制度の中での官

製ワーキングプアの問題について、「公共サービス基本法」をそのまま適用することはできないと思うが、総務省として今後自治体に対してその法律に基づいた何かの施策というのを考えておられるかどうか、それによって、我々も自治体の方に働きかけていければと思う。例えば、野田市のような公契約条例を全国的に、図書館だけではなく、進めていけるのかどうなのか。

影山: 「公共サービス基本法」自体がバクツとした法律で、うちの大臣がいろいろと関わっていると思うが、こういう法律がありますよ、こういうことが書かれていますよ、と事あるごとに法律の趣旨とかを公共団体のほうにお示してそれに沿ってやってくださいと、行革とそっちも含めて話をしているところだ。それについて何かやるというのは、今のところは具体的にない。あまり自治事務、地方公共団体の固有事務について、国のほうであらうかどうかと口を出すご時世ではないので、地方主権改革という、そこのところは一步引いて、情報提供という形になってしまうかもしれないが。

* 毎年6月くらいに総務省が全国に財政通知というものを出しているが・・・。

影山: 今年はなくなった。1月と6月に同じようなものを出していたが、内容が似ているということで、年初のものに統合することになった。指定管理者についても年初のものに入れるべく処置をしたいと思う。財政運営通知では、公共サービスの水準の確保という観点は重要だ、という話はさせてもらっている。それとは別に指定管理者制度の別の情報提供をしたが、その際も十分検証をおこなってくださいということや、また、事務連絡で別の情報提供をした時も、事あるごとにサービス水準の維持は大事にしてくださいと話している。

* 横浜市にも地域館1館に指定管理者が入った。いろいろ情報公開を求めてもどんどんハードルが高くなって、前年度なら情報公開条例で取れた資料が取れなくなってしまっている。結局、行政の中で扱いが変わって、翌年、当該の部署がOKしないものは出せないとなった。そのため、たとえば教育委員会の公的資料が出るまで本当のことがわからないということがあって、要望書とか請願は、教育委員会で決まってしまう後にしか出せないという状況で指定管理が通ってしまったということもある。地方自治体のほうで変わっていくと、住民の方は知るすべがなくなっていくということになる。杉並区の場合も、指定管理者を図書館に試しに入

れて評価をしたら、図書館協議会の評価はまったく斟酌されないで、別の評価がほとんど通って、問題ないということで地域館が全部指定管理になることになってしまった。評価についても市民が入っての評価が生かされないとかが現場で起こっている。そういった場に、どなたかお一人でも職員の方を出していただければと思うが・・・。

* 自治体にとっては、国が出したものを、今でもひじょうに価値があるものとして受取っている。千葉市の例でいうと、指定管理者の話が図書館にはまったく出ていないので、新しい図書館長や、教育長に面会に行ったときに、他市での指定管理の問題について話をすると、文科省とか総務省とか国のほうで図書館は指定管理になじまないときちんといっているので私たちは導入を考えない、という返事があった。そうしたことから、国の方針が地方に大きな影響を与えていると思う。総務省のほうでは直接図書館云々という話は？

影山: 総務省が持っているのはあくまでも指定管理者制度の大枠の、公の施設に指定管理者制度を条例で入れて条例で何やって、とか議会の議決を経てといった制度。それを運用するのはあくまでも各自治体になっている。民間委託にしろなんにしろ、安かろう悪かろうになってはいけないと思うので・・・。

* 指定管理者もかなりひどい状況を生み出している。一番ひどい目にあっているのは大変安い給料でそこで働かされている人たち。国や地方自治体がワーキングプアをどんどん作り出している状態で、そのことが日本という国全体が傾いていくことになりかねない。重要なことはちゃんと国から通知で出していただきたい。地方自治体がこういう仕組みを始めたのは、最初に国がゴーサインを出したからであって国の責任はあるだろうと思う。ぜひそういうことも考えてほしい。

* 内閣が変わって、総務省の人事もだいぶ変わったようだが、この際基本的な問題として、地域の住民がどう考えているのかということ、たとえば図書館についてどういう考えを持っているのかということやを十分認識されて、政権は変わった、いい方向に向いているということで取り組んでほしいと思う。自治体によっては、前に進んでいるのもあれば、住民には何も知らせないでトップがやりたいようにして、後退している自治体も出てきている。地方の時代というが、地方分権というのは、ちょっと間違えるところの分権だ。 (了)

2年前から、気になった新聞記事を切り抜きしている。切り抜きする記事は、読んだ本や書店で見かけた本や勉強会(レファレンス探検隊)で出された課題や私が調べていることなどに関係したものである。今年になってから、切り抜いた新聞記事を題材に本と映画の紹介文を町田の図書館活動をすすめる会のメーリングリストの掲示板に投稿している。3月と4月に投稿したものからいくつか紹介したい。

① 足利学校

4月15日の読売新聞の14面に足利学校で「第1回全国論語素読の集い」が3月に開催されたという記事があった。最近、小学校などで論語の素読が授業で行われている。

足利学校を舞台にした小説が最近出版された。『早雲の軍配者』富樫倫太郎(中央公論社 2010年2月)。歴史小説で、北条早雲に見込まれた少年の小太郎が足利学校で学び、軍配者になる物語。若き日の山本勘助も登場し、一緒に足利学校で学ぶことになる。面白い作品で一気に読んでしまった。

論語について、雑誌「一個人 2010年6月号」で採り上げられていて、足利学校の記事や論語を学べる論語教室が紹介されている。

② 家系図

4月27日の読売新聞の30面に4コマ漫画の「コボちゃん」でコボちゃんの妹か弟が誕生するので、名前を公募するという記事があった。コボちゃん一家の家系図も載っていた。

家系図の作り方の本としては、『いまこそ家系図を作ろう』岩本卓也・八木大造(樞(えい)出版社 2010年2月)や『家系図』を作って先祖を1000年たどる技術』丸山学(同文館出版 2009年7月)がある。戸籍の見方や調べ方とインターネット検索などの情報が載っている。家系図といえば、鎌倉市の「広報かまくら」の2006年9月1日号に連載された「図書館だより」に家系図の調べ方の記事があった。

私も以前、曾祖父の戸籍をとった経験がある。興味がある方は紹介した本を参考に調べてみては?

③ ホビットの冒険

3月27日の読売新聞の夕刊の10面に連載の「愛書探訪」で斎藤惇夫さんが『なぞなぞの本』

(福音館書店)を紹介している。本の中で採り上げられた「なぞなぞ」のひとつとして『ホビットの冒険』にてでくる「なぞなぞ」を紹介している。

『ホビットの冒険』といえば、なごやレファレンス探検隊で「トーベ・ヤンソンが挿絵を描いた『ホビットの冒険』の絵が見たい」という課題があった(2007/11/第32回)。みんなの回答では、インターネット検索でスウェーデン語とフィンランド語の本と出版年がわかった。絵が載っている本としては『ムーミンのふたつの顔』富原真弓(筑摩書房 2005年)にスウェーデン語版の表紙の絵だけだった。その後も、個人的に調べていたら、雑誌の「芸術新潮 2009/5月号」にトーベ・ヤンソンの特集があり、フィンランド語版の表紙と挿絵が見つかった。トーベ・ヤンソンの挿絵の本としては『不思議の国のアリス』ルイス・キャロル、村山由香訳(メディアファクトリー 2006年)がある。

④ ポルトガル語のことわざ

4月18日の読売新聞の7面にリオデジャネイロのキリスト像に黒いスプレーで落書きされたという記事があった。落書きはポルトガル語で「鬼の居ぬ間に洗濯」を意味する言葉だった。

ポルトガル語のことわざの本で思い出すのは、藤沢市立図書館で気象に関することわざを調べているとき見た『日本語対照ポルトガル語ことわざ辞典』(たまいらば 1988年)がある。ことわざの調べ方としては、『日葡辞典』(小学館 1998年)などの辞典でoniの項で見つけられる。

こんな感じで、週に1,2度 ML に紹介している。今後も掲示板に投稿していこうと思っている。

[追記]最近読んだ本から、気になった本を紹介したい。辻由美さんが翻訳した『フランスの公共図書館 60のアニメーション』(教育史料出版会 2010/3)の中でファイル 31 の「アンソニー・ブラウンとシュルレアリスト」の項でブラウンの作品『トンネル』があった。

この『トンネル』は韓国ドラマ「魔王」に出てくる。第7話の教会で絵本の読み聞かせの場面で使われた。見た記憶があったので、ノベライズされた『魔王 上巻』(双葉社 2008年)と公式ガイドブックの『魔王 上巻』(TOKIMEKIパブリッシング 2008年)で確認した。ガイドブックには韓国語に翻訳された『トンネル』の表紙の写真が載っている。(会員)

読書のために、できること(3)

～読みやすくわかりやすい新聞～ 鈴木 薫

知的障害者をはじめとした、読書が困難な人達にとって、「読書は難しいこと」ではないか。世間でも、当事者も、そう思っている節がある。だが、これまでの記事でも取り上げてきたように、写真やイラストを多用して視覚的に支援することや、読み上げ機能などを付随することで、困難だった読書は少しずつ難しいことではなくなっていく。そんな「やさしく読める本」が「LLブック」である。

ところで、かれこれ10年くらい前に、我が家で購読していた某社新聞が、読みやすいようにと文字を大きくしたことがあった。その後、他社でも文字が大きくなっていき、社会の高齢化に合わせているのかと、当時の私は思ったものだ。しかし、よく考えてみれば、別に高齢者でなくとも、かつての新聞の文字は小さすぎて読みにくかった。読みにくいものを、読みやすく。わかりにくいものを、わかりやすく。当然の流れである。

全日本手をつなぐ会が、季刊誌という形ではあるが「ステージ」という新聞を発行している。コンセプトは「知的障害のある人達にも、もっとわかりやすい情報を！」。大きな写真、大きな段組み、全ての漢字にルビをつける。そして、記事の取材や、

編集には、知的障害者も携わり、より読みやすくわかりやすい新聞の発行をを目指している。編集会議は2回もたれ、1回目は内容について、2回目は、それぞれの記者が持ち寄った記事のチェックを行うそうだ。「ステージ」の記事構成は、1ページ目がトップ記事。2, 3ページ目に大きなニュース。4, 5ページ目が芸能とスポーツ。インタビュー企画が6, 7ページ目。8ページ目は、知的障害者がいろいろなことにチャレンジする企画、となっている。書いた記事は、編集者全体で読み合わせ、文の言い回しなどわかりにくいところを出して、書きなおしていく。こうして、知的障害者と、サポートをする新聞記者が協力しあって「ステージ」は作り上げられていくという。

「ステージ」は、年間購読もできるようになった。詳しくは、下記のURLを参照していただきたい。一次号へ続くー (会員)

【参考】

全日本手をつなぐ会 出版物 ステージ
(<http://www.ikuseikai-japan.jp/books/books02.html>) / 藤原和子・服部敦司(編著)『LLブックを届ける』読書工房、2009

第13期 第9回 町田市立図書館協議会 報告 6月29日9時30分～12時

<館長報告>

1. 定例市議会、常任委員会報告

- ・鶴川新図書館の整備事業について(6月補正予算、地域図書館整備事業 13,294千円)
- ・行政報告:9月1日より忠生、南町田、小山各市民センターにおける予約資料の受け渡し開始予定

2. 「国民読書年・中央図書館20周年記念」事業

- ・6月1日に第1回実行委員会の顔合わせあり。17市民団体が参加。

6月29日午後に第1回実行委員会開催予定

- ・イメージキャラクター募集(6月23日定例記者会見)

3. 忠生市民センター建て替えに伴う図書館建設(経過報告)

- ・センター内に市民課の支所、図書館、コミュニティスペースの3機能を入れる。
- ・市民総務課担当において、基本構想がたたき台として提示された(2010年3月刊)

→これを元に、公募市民を交えたワークショップを開き、基本計画を年度内に作成予定。

(ワークショップは市民公募30名程度、7月～8月に第1回ワークショップ開催、全5回程度を予定)

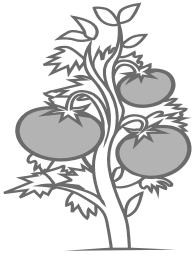
→来年度に基本設計、2014年度オープン予定

<協議事項>

前回に引き続き館長諮問事項に対する検討のため、図書館内業務の現状と課題を館内各担当者から直接ヒアリングを開始。今回は、障がい者サービス担当、レファレンス/地域資料担当、資料管理担当、地域図書館(代表して金森図書館菅谷係長)より現状と課題点を報告してもらい、各委員がそれについて質問を行った。次回協議会は7月29日9時30分～中央館6階にて。昨年実施の図書館評価がテーマとなっております。是非傍聴してください。

(文責:山口洋:会員、図書館協議会委員)





ひろば

<例会報告>

6/16(水)18:00-20:10
 中央図書館中集会室
 会報 150 号印刷(16:00~)
 伊藤、島尻、丸岡、増山

出席者:石井、伊藤、片岡、久保、近藤
 鈴木、斎川、玉目、手嶋、増山
 丸岡、守谷、水越、山口、山根

- 中央図書館 20 周年記念 11/23(祝)オープニングはすすめる会で考える・・・外語大教授で「カマーズフの兄弟」の新訳で話題となった、亀山郁夫氏に打診中(⇒決定。詳細は次号で)／ヤングに人気のある「太陽の塔」の森見登美彦氏も、学校図書館を考える会として打診中(⇒ダメでした)
- 2009 年度会計報告、活動報告(片岡さんに代わって増山が報告)。会員名簿共に配布。冊子「としょかん」は、桃沢さんのところに届いている。
- 会報 151 号の巻頭言は、近藤副館長。152 号は玉目氏が、図書館との関わりを振り返って執筆。
- リレーエッセイは、引き続き石井氏がコンタクトをとる[⇒今号も休み。奮ってご投稿ください!]
- 7/31 皆越ようせい氏講演会は、野津田雑木林・すすめる会・市立図書館の3者が共催とする。謝礼¥20,000 参加費¥500 必要経費は折半。
- 5/22(土)手嶋氏が多摩市で、町田の嘱託員制度と直営について講演した。職員が次々病気になるたりして、職員側から委託の要望が出たと

かえで文庫30周年記念講演会

ブック・スタートって 何の始まり?

講師:長谷川摂子氏
 日時:9月11日(土)10:30~12:00
 場所:成瀬センター・1Fホール



講師の長谷川摂子さんは、『きょだいなきょだいな』『めっきらもっきらどおんどん』『ことろのぼんば』(福音館書店)などで知られている絵本作家。最新刊は、『絵本が目をさますとき』(福音館書店)。

「赤門こども文庫」「おはなしくらぶ」を主宰
 無料・直接会場へどうぞ!

主催:かえで文庫

共催:成瀬センター運営委員会

問合せ:砂川(042-729-8728)、伊藤(725-3940)

2010年度 第5回 文学館(主催)で楽しむ

おとなのためのおはなし会

8月19日(木)10:30~11:30
 町田市民文学館 2F大会議室



プログラム

- * ゆかりの作家「高井節子」伊藤倭子
 - * すずかけ通り3丁目(あまんきみこ作)税所紀子
 - * 小石投げの名人タオ・カム(ラオスの昔話)遠藤美子
 - * 「青葉の笛」(平家物語より) 佐藤香織
- 直接会場へどうぞ! 語り:まちだ語り手の会

か。陳情書署名再協力依頼あり。

- 会のリーフレットは、文章の訂正箇所あり。文章・活字ポイントも再考。
- 退職・昇格祝いの会を兼ねて、夕涼み会を行なうことに・・・8/18(水)18:30~、¥5,000、「熊」にて。世話人:伊藤・丸岡さん。
- 図書館よりの情報・・・図書館 20 周年記念イベントについて/イメージキャラクター募集について、6/23 定例記者会見をする、その他忠生市民センターの建替えに伴う図書館部分(1500㎡)について等は、協議会報告(9P)を参照/森村誠一氏より、資料贈呈があった。遺族より、八木重吉資料館建設の要望あり、などなど。

あとがき 市民にとって公立図書館の存在がい

(独)福祉医療機構平成22年度助成金事業
 町田市立中央図書館 20 周年記念イベント
 講演会「本が死ぬところ暴力が生まれる」

—子どもの発達と読書の関係—

講師:杉本 卓氏 千葉工大教育センター教授、
 『本が死ぬところ暴力が生まれる』(新曜社)訳者
 日時:8月28日(土)14:00~17:00
 場所:町田市立中央図書館 6Fホール

資料費 500 円 直接会場へどうぞ!

主催:NPO 法人 まちだ語り手の会

事務局 ☎&FAX 042-795-3022

かに重要であるかを熟知している人たちが、各地で活動している。その人たちの点の活動が図書館友の会全国連絡会が誕生したことで線となって繋がり、国政へのロビー活動を行っている。指定管理者や委託、市場化テストといった問題を国に問いただと、地方分権という規制緩和が新たな問題を生み出したことが窺える。20 頁以上もの要請行動のテーブル越しを私自身が理解したいと思いたい。要約してみたが、競争原理をあおり 2 極分化を招いた法律は、国民のためではなく権利者のためのものなのだろうか、理解できないでいる。(M)